

生駒市条例第16号

生駒市自動車駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月29日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市自動車駐車場条例の一部を改正する条例

生駒市自動車駐車場条例（平成19年3月生駒市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条中「道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条の表に規定する普通自動車」を「次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、当該各号に定める自動車」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 生駒駅南自動車駐車場及び生駒駅北地下自動車駐車場 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条の表に規定する普通自動車（以下「普通自動車」という。）
- (2) ベルテラスいこま自動車駐車場 普通自動車、道路交通法施行規則第2条の表に規定する大型自動二輪車（側車付きのものを除く。以下「大型自動二輪車」という。）及び普通自動二輪車（側車付きのものを除く。以下「普通自動二輪車」という。）

別表の備考以外の部分を次のように改める。

別表（第8条関係）

自動車の種類	単位	金額
普通自動車	最初の1時間まで	310円
	最初の1時間を超え、 30分までごと	100円

大型自動二輪車		24時間までごと	400円
普通自動二輪車	排気量125cc以下のもの	24時間までごと	250円
	排気量125ccを超えるもの	24時間までごと	400円

附 則

この条例は、公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。